

## <親子関係不存在確認調停>

### 1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫婦の子どもとして戸籍に入籍することになります。

夫との間の子どもであることを否定するためには、原則として、夫からの嫡出否認の手続きによることとなります。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもであっても、夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、妻が夫の子どもを妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合には、夫の子であるとの推定を受けないことになるので、そのような場合には、家庭裁判所に親子関係不存在確認の調停の申立てをすることができます。

なお、上記のような父子関係不存在のほか、何らかの事情により真実の母親ではない人の子どもとして戸籍に入籍しているような母子関係不存在のケースも、本手続きによることとなります。

この調停において、当事者双方の間で、子どもが夫婦の子どもではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

このほか、前の夫の子であるとの推定を受けない子については、子から実父を相手とする認知請求の調停を申し立てる方法もあります。

### ※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができることとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

### 2 申立人(申立てができる人)

子

父

母

親子関係について直接身分上利害関係を有する第三者

### 3 申立先

#### 相手方の住所地の家庭裁判所

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

### 4 申立てに必要なもの ※1※2

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚 上記に加えて 500円切手×2×当事者数 84円切手×当事者数 5円切手×当事者数	
③	申立書・・・原本1通、写し1通	
④	資料5-1 進行に関する照会回答書（申立人用）	
⑤	資料6 現住所及び送達場所等の届出書（場合によっては現住所秘匿の上申書）	
⑥	子の戸籍謄本（全部事項証明書）（出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）が必要） ※3※4	
⑦	子との間に親子関係がないと考えられる親の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	

⑧	利害関係人からの申立ての場合，利害関係を証する資料（親族の場合，戸籍謄本（全部事項証明書）等）※3※4	
---	---	--

提出の際には，必ず資料7「調停で書類を提出される方へ」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは，審理のために標準的に必要なものであり，事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 親子の関係がないことを明らかにするために，鑑定を行う場合もあります。  
この場合，原則として，申立人が鑑定に要する費用を負担することになります。

※3 戸籍謄本（全部事項証明書）は，3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 同じ書類は1通で足りません。

## 5 その他

**【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】**

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

**【問い合わせ】**

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）